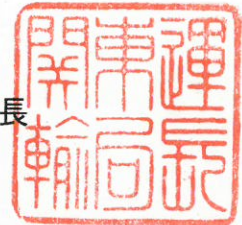




関自監貨第926号の4  
関自貨第1208号の4  
平成29年1月16日

一般社団法人全国物流ネットワーク協会長 殿

関東運輸局長



「荷主への勧告について」の一部改正について

標記について、国土交通省自動車局長から別添（平成29年1月13日付け国自貨第119号）のとおり通達がありましたので了知されるとともに、傘下会員に対し周知徹底願います。

「荷主への勧告について」の一部改正について（新旧対照表）

| 改正  | 現行  |
|---|---|
| <p>各 地 方 運 輸 局 長 殿<br/>沖 繩 総 合 事 務 局 長 殿</p> <p>自 動 車 局 長</p> <p>荷主への勧告について</p> <p>貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第64条の規定による荷主への勧告については、下記の点に留意して適切に運用されたい。<br/>なお、「荷主への勧告について」（平成15年2月14日付け国自貨第103号）は、この通達の施行の日をもって廃止する。</p> <p>記</p> <p>1 発動要件等について</p> <p>(1) 要件<br/>荷主勧告の発動は、次の各要件を満たした上で行うものであること。<br/>ア 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対し、法第17条第1項から第4項まで（法第35条第6項において準用する場合を含む。）の規定に違反したことによる法第23条（法第35条第6項において準用する場合を含む。）に基づく輸送の安全確保の命令（以下「輸送の安全確保命令」という。）又は法第33条第1号（法第35条第6項において準用する場合を含む。）に該当したことによる法第33条（法第35条第6項において準用する場合を含む。）に基づく許可の取消し等の処分（以下「行政処分」とい</p> | <p>各 地 方 運 輸 局 長 殿<br/>沖 繩 総 合 事 務 局 長 殿</p> <p>自 動 車 局 長</p> <p>荷主への勧告について</p> <p>貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第64条の規定による荷主への勧告については、下記の点に留意して適切に運用されたい。<br/>なお、「荷主への勧告について」（平成15年2月14日付け国自貨第103号）は、この通達の施行の日をもって廃止する。</p> <p>記</p> <p>1 発動要件等について</p> <p>(1) 要件<br/>荷主勧告の発動は、次の各要件を満たした上で行うものであること。<br/>ア 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対し、法第17条第1項から第3項まで（法第35条第6項において準用する場合を含む。）の規定に違反したことによる法第23条（法第35条第6項において準用する場合を含む。）に基づく輸送の安全確保の命令（以下「輸送の安全確保命令」という。）又は法第33条第1号（法第35条第6項において準用する場合を含む。）に該当したことによる法第33条（法第35条第6項において準用する場合を含む。）に基づく許可の取消し等の処分（以下「行政処分」とい</p> |
| <p>国自貨第 102号<br/>平成 26年 1月 22日<br/><u>一部改正 国自貨第 119号</u><br/><u>平成 29年 1月 13日</u></p>   | <p>国自貨第 102号<br/>平成 26年 1月 22日</p>  |



う。) をする場合において行うものであること。

イ・ウ (略)

(2) (略)

2 ～ 6 (略)

附 則 (略)

附 則 (平成29年1月13日国自貨第119号)

1 この通達は、平成29年1月16日から施行する。

2 この通達による荷主勧告の対象となる荷主の行為は、この通達の施行日以降のものとする。

う。) をする場合において行うものであること。

イ・ウ (略)

(2) (略)

2 ～ 6 (略)

附 則 (略)